（印紙税法の一部改正）

第七十一条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号の課税物件の定義の欄2中「とし、農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券を含まないもの」を削る。

別表第二全国農業会議所の項、都道府県農業会議の項及び農業協同組合中央会の項を削る。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　存続中央会は、印紙税法の規定の適用については、同法別表第二に掲げる者とみなす。

（登録免許税法の一部改正）

第七十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改める。

別表第三の二十四の項を次のように改める。

二十四　農業協同組合及び農業協同組合連合会	農業協同組合法	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所、介護保険法第八条第二十八項（定義）に規定する介護老人保健施設若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五（特別養護老人ホーム）に規定する特別養護老人ホームの用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

第七十四条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第十五条の二第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「とき」の下に「（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）」を加え、「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第十五条の二第六項の次に次の一項を加える。

7　前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第十八条中「（昭和二十六年法律第八十八号）」を削る。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条　施行日前に前条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第七十六条　国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第三号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第七十七条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百五条を次のように改める。

第百五条　削除

第百十八条中「第百五条各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　沖縄法令の規定（第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下この条において同じ。）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

二　沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

三　選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

第百五十三条第一項中「、公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加え、同項第一号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　附則第二十九条第二項の場合においては、前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五条の規定は、なおその効力を有する。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第七十九条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第七条第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第十四条中「株式会社にあつては、チに掲げる者（ハを「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又は」に、「を除く。以下この号において同じ。）」を「（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」に改める。

第十五条第一項中「（昭和二十六年法律第八十八号）」を削る。

第十八条第二項第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ただし書中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に、「第二条第三項第二号チ」を「第二条第三項第二号イからチまで」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項第三号ロ中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第二十条の二第一項第三号において同じ。）」に改める。

第二十条の二第一項第三号中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等」に改める。

第二十二条中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構」に改める。

第二十三条第一項中「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改める。

第二十八条第一項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改める。

第二十九条中「第七十二条の八第一項」を「第七十二条の十第一項」に改める。